

## 就学指定校の変更

就学する学校はご住所に基づいて指定されますが、次の理由の場合は指定された学校を変更することができます。

申請理由		必要書類	対象	注意事項
転居	市内での転居後、卒業まで元の学校への就学を希望する場合	就学指定校通知書 (住民票手続き時に窓口にて発行)	小学生 中学生	<ul style="list-style-type: none"> <li>承認期間が小学校卒業までの場合は、卒業後は住民登録地に基づいた学区の中学校への就学となります</li> <li>転居先が従前の住民登録地の場合、原則として変更は学年末までとなります</li> </ul>
転居予定	市内での転居予定地の学校に、転居予定日まであらかじめ就学を希望する場合	家屋の売買(賃貸借)契約書・ 工事請負契約書の写し等 ※転居予定地、転居予定日、 契約当事者が確認できるもの	小学生 中学生	最長で6カ月ほど
留守家庭	保護者全員が就労している世帯で、下校後の預かり先の学区の小学校への就学を希望する場合 ①親類、預かり施設等 <sup>※1</sup> に児童を預ける場合 ※1 預かり施設等について、藤沢市の事業で運営する放課後児童クラブ <sup>※2</sup> は、対象外です。 ②下校時から帰宅までの間、店舗等が生活の本拠地となっている場合	① 就労証明書(保護者全員分) 確約書(児童を預かる旨の証明) または入園証明(預かり施設等の証明)	小学生	<ul style="list-style-type: none"> <li>承認期間が小学校卒業までの場合は、卒業後は住民登録地に基づいた学区の中学校への就学となります</li> <li>預かり施設等について、藤沢市の事業で運営する放課後児童クラブ<sup>※2</sup>は、対象外です。</li> </ul> ※2 放課後児童クラブのページ↓ 《「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ事業)」のページ》 <a href="https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/seisho/kenko/kosodate/seshonen/hokago.html">https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/seisho/kenko/kosodate/seshonen/hokago.html</a>
		② 営業許可証の写し等	小学生 中学生	<ul style="list-style-type: none"> <li>放課後の預かり先は、学校と情報共有します</li> </ul>
教育的配慮	①きょうだいそれぞれが別々の学校にならないよう就学指定校の変更を希望する場合	①なし	小学生 中学生	
	②身体的な理由により就学指定校の変更を希望する場合	②医師の診断書等		
	③その他特別な教育的配慮が必要で、就学指定校の変更をする場合	③ご事情により必要となる書類が異なりますので、在籍している学校へご相談ください		

ご申請の際に、通学経路など児童生徒の登下校の安全確保について確認をさせていただきます。  
以上のほか、学校設立当初の経緯から慣例的に変更可能な地域があります。